



東北税理士会ガイド

私たち税理士は
“あなたの暮らしの
パートナー”です。
お気軽にご相談ください。

東北税理士会とは

東北税理士会は、税理士法の規定により「税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」を目的とし、設立が義務づけられている特別法人です。

全国に15の税理士会が設けられ、約80,000名の税理士が登録されており、東北税理士会には、東北6県に事務所を設けている税理士及び税理士法人が約2,700名所属しております。

なお、資格を有する税理士が税理士業務を行うためには、日本税理士会連合会の税理士名簿に登録し、地域の税理士会に所属することが義務づけられています。

税理士法第1条には「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と定められております。

東北税理士会では、この規定に基づき、会員に対しては品位の保持に関する施策を行い、また業務に関する研修を行う等資質の向上を図ることに努めております。

一方、対外的には税金の制度、税法の仕組み、税務行政のあり方などについて専門的な立場から調査研究を行い、よりよい社会環境の構築のため必要に応じて官公庁に建議し、また、確定申告期のみならず、年間を通じて納税者の皆様を対象に無料相談の実施、あるいは、公益的活動への積極的な支援など、税理士の職能を活かし、地域社会の発展に寄与するために活動しております。

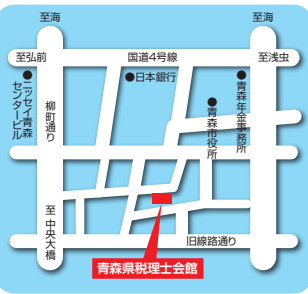
東北税理士会のあゆみ

昭和17年 2月	税務代理士法施行
昭和17年 10月	「東北税務代理士会」設立 会員数 18人
昭和26年 6月	税理士法制定
昭和26年 12月	「社団法人東北税理士会」設立 会員総数 126人
昭和31年 6月	税理士法改正（強制加入制度が確立）
昭和31年 10月	「東北税理士会」発足 会員総数 288人
昭和31年 12月	仙台市外記丁に移転
昭和39年 12月	仙台市小松島4丁目に移転
昭和46年 10月	仙台市外記丁に移転
昭和51年 11月	仙台市上杉2丁目に移転
昭和55年 4月	税理士法改正
昭和56年 2月	福島県税理士会館設置
昭和57年 7月	山形県税理士会館設置
昭和57年 10月	郡山税理士会館設置
昭和58年 9月	青森県税理士会館設置
昭和59年 3月	秋田県税理士会館設置
昭和59年 10月	岩手県税理士会館設置
平成4年 11月	税理士制度50周年記念式典
平成18年 10月	東北税理士会設立50周年式典
平成22年 4月	仙台市若林区新寺1丁目に東北税理士会館建設
平成24年 11月	税理士制度70周年記念式典（日本税理士会連合会）
令和6年 4月	会員数 2,490人 法人会員数 280人

各県会館の所在地



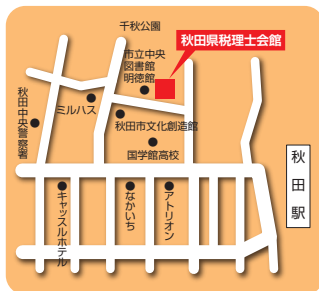
青森県税理士会館



〒030-0822 青森市中央1-13-3
☎017-773-6797



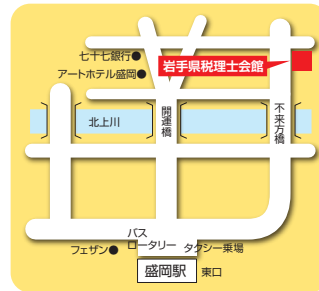
秋田県税理士会館



〒010-0875 秋田市千秋明徳町4-56
☎018-832-2331



岩手県税理士会館



〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-3
☎019-622-5160



山形県税理士会館



〒990-0047 山形市旅籠町1-12-51
☎023-632-4244



福島県税理士会館



〒960-8002 福島市森合町14-29
☎024-534-3907



凡例

- ◆ 東北税理士会
- ◎ 県支部連合会
- 支部



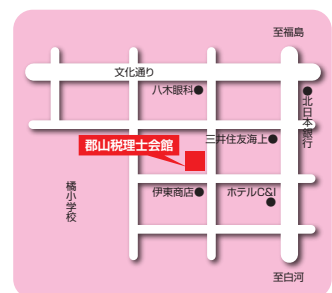
東北(宮城県)税理士会館



〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7-41
☎022-293-0503



郡山税理士会館



〒963-8878 郡山市堤下町8-10
☎024-922-9488

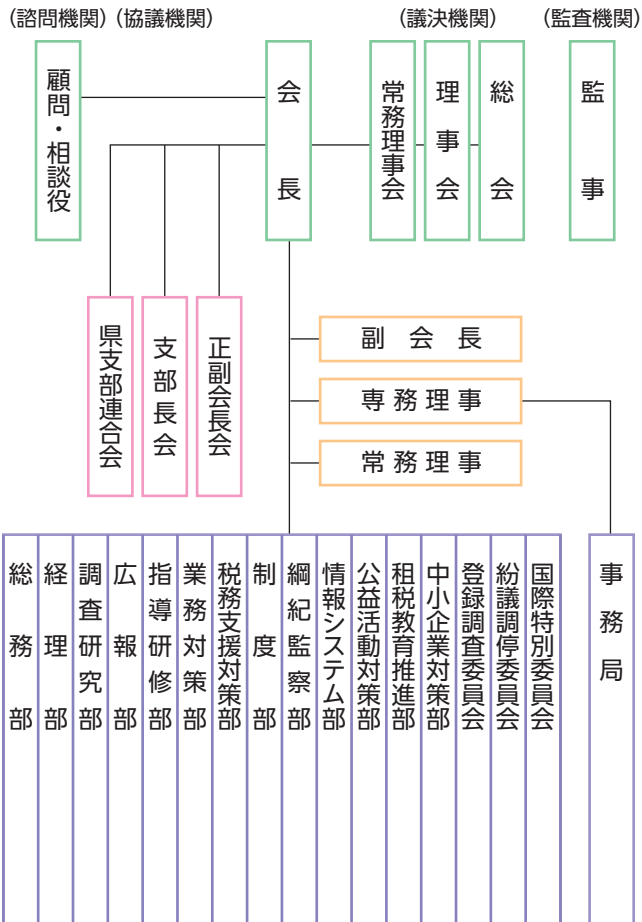
組織と機構

この目的を達成するため、種々の事業を行っておりますが、本会には総務部など17の部・委員会が設けられ、それぞれの担当する職務に基づいて会務を執行しています。

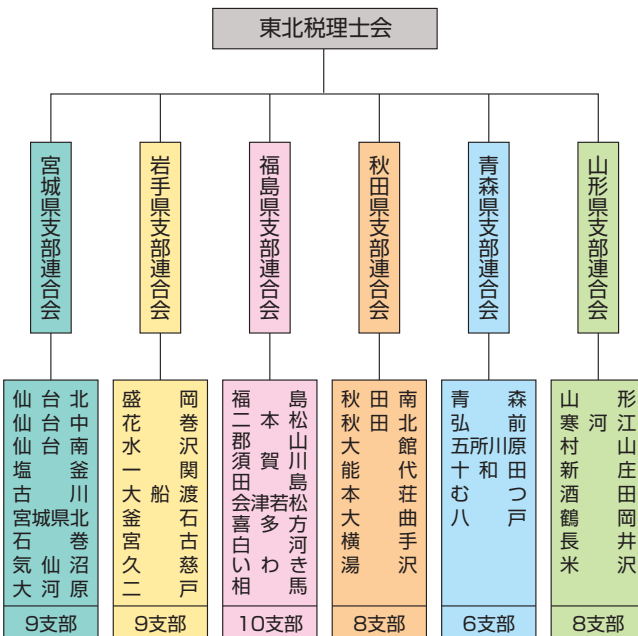
議決機関・協議機関の構成員は次のとおりです。

- 総会 …会員
- 理事会 …会長、副会長、理事
- 常務理事会 …会長、副会長、専務理事、常務理事
- 正副会長会 …会長、副会長、専務理事
- 支部長会 …会長、副会長、専務理事、常務理事、支部長
- 県支部連合会 …県連会長、県連副会長、支部長幹事、幹事

東北税理士会組織図



県連・支部組織図



税理士会の主な活動

1 小規模な事業者等の税務支援

税理士会では、経済的な理由等で税理士に依頼できない納税者のために、税理士の社会的使命として、また、申告納税制度の健全な発展に寄与するため、税務支援を独自に行っています。

税理士記念日や所得税の確定申告期等には、特設会場において無料で税務相談や申告書の作成指導をしています。

また、商工会議所・商工会・青色申告会等に対し税理士を派遣して、小規模事業者等の指導に当たっています。

2 「税を考える週間」行事への参加

「税を考える週間」は毎年11月11日から17日まで、国税庁の主催で、納税者の税に対する理解を深めるために実施されていますが、それに呼応して東北税理士会でも、各種の行事や無料相談に積極的に参加しています。

3 税務相談所の設置

納税者サービスの一環として、各県の税理士会館等に税務相談所を設置し、税理士が、無料で税務相談に応じるほか、申告書の作成なども指導しています。

相談日は、東北税理士会HPを閲覧していただくか、各県税理士会館（2頁参照）にお問い合わせください。

4 税制等の改正建議

毎年、税制の改正や、税務行政の改善についての建議や要望をまとめて、日本税理士会連合会と国税局に提出しています。また、日本税理士会連合会では、全国の税理士会からの建議や要望をまとめ、政府（財務省・総務省）や政党に対して提出しています。

これは、納税者の声を直接聞ける立場にある税理士の社会的使命と考えて行っているものです。

5 租税教育

税理士会では、国民に信頼される民主的な租税制度の発展に寄与するため、社会貢献事業の一環として租税教育を実施しています。

税理士会では従来から主に実施してきた小・中学生に対する租税教育に偏ることなく、社会に出る直前の高校生・大学生、小中学校の教員、社会人を対象とした租税教育により力を注ぎ、関係機関等と連携しながらバランスのとれた租税教育に取り組んでいます。

6 「成年後見支援センター」の開設

税理士会では、地域に密着した「財産管理と税」の専門家の立場から、成年後見制度を利用する方々の支援を目的に「東北税理士会成年後見支援センター」を東北税理士会館内に開設しています。

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように支援・保護する制度です。

同センターでは、成年後見制度に関する無料相談を毎週月曜日（ただし、祝日、夏季休業期間及び年末年始を除く）午前10：00～午後4：00まで開設し、相談にあたっています。

7 会員に対する研修

複雑多岐にわたる税法等の知識を常に吸収しながら、社会の要請に十分こたえていくため、研修会を開催しています。

8 広報活動

会員に対し会務の執行状況等を周知するために、毎月「東北税理士会報」を発行しています。

また、納税者等を対象に税理士制度・税理士の仕事・税理士会活動などを積極的にPRしています。

税理士の仕事

税理士はあなたの信頼に応えます

税理士は、税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（税理士法第1条）。

わが国の納税システムは、自らが計算して税務書類を作成し、納税するという「申告納税制度」を採っています。私たち税理士は、皆様の代理人として次の業務を通じて皆様に代わって申告納税のお手伝いをするを業としています。



税理士はこんな仕事をしています

●税務代理

あなたの代理として、税の申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合その申立てなどを行います。

●税務書類の作成

あなたに代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。

●税務相談

あなたが税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、ご相談に応じます。「事前」のご相談が有効です。

●e-Taxの代理送信

あなたのご依頼でe-Taxを利用して申告書を代理送信することができます。この場合には、あなた自身の電子証明書は不要です。

●社会貢献

税理士の知識や経験を活かして…

- ・「税理士記念日(2月23日)」や「税を考える週間(11月)」などに、無料で税務相談を行っています。
- ・専門知識を活かし、民事・家事調停委員として紛争解決に携わっています。
- ・税務の専門家として「法テラス（日本司法支援センター）」に協力しています。
- ・高齢化社会に向けて「東北税理士会成年後見支援センター」を設置するなど、「成年後見制度」に積極的に参画しています。
- ・地方公共団体の監査委員として活躍しています。
- ・将来を担う子供たちへの租税教育に、積極的に取り組んでいます。
- ・税制及び税務行政の改善に寄与するため、国に対し「税制改正建議書」を提出しています。

●会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

●租税に関する訴訟の補佐人として

租税に関する訴訟において、訴訟代理人（弁護士）とともに出頭・陳述し、納税者を支援します。

●会計参与として

中小の株式会社の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計参与として、取締役と共同して、計算関係書類を作成します。「会計参与」は株式会社の役員です。税理士は、会計参与の有資格者として会社法に明記されています。

●新しい時代に向かって

税理士は、税と会計の専門家として、様々な法律の中で、有資格者として明記されています。

- ・中小企業の経営強化支援法においては
中小企業者等に対して専門性の高い経営改善に関する支援事業を行う「認定経営革新等支援機関」として
- ・会社法においては
現物出資にかかる財産評価の**評価証明者**として
- ・地方自治法においては
都道府県や市町村における税金の使途をチェックする**外部監査人(包括外部監査、個別外部監査)**として
- ・政治資金規正法においては
「国会議員関係政治団体」の政治資金監査を行う**登録政治資金監査人**として
- ・地方独立行政法人法においては
地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として

新しい時代に向かって、より多くの場面で皆様のお役に立てるよう、税理士はチャレンジしています。

税理士は資格が必要

税理士は、税理士の資格がある人が、税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に必ず入会することになっています。

税理士は、法律で定められた税理士証票（身分証明書）を持ち、会員章（バッジ）を着用しています。

資格のない人は税理士の仕事はできません

税理士の仕事は、有償・無償を問わず、税理士以外の者が行うことはできません。毎年、税理士を名乗る“無資格者”によって多くの人が被害を受けていますので十分にご注意ください。

2月23日は税理士記念日

我が国の税理士制度は、昭和17年2月23日、税務代理士法によって初めて法制化されました。この日を税理士記念日と定め、毎年各地で税の無料相談や座談会等、各種の行事を行っています。

現行の「税理士法」は、昭和26年6月に制定されました。その後十数回に及ぶ改正により、特に税理士会の強化充実と自主性の確立が図られ、現在にいたっています。

税理士制度は、半世紀を超える歴史を持っています。

税理士の報酬など

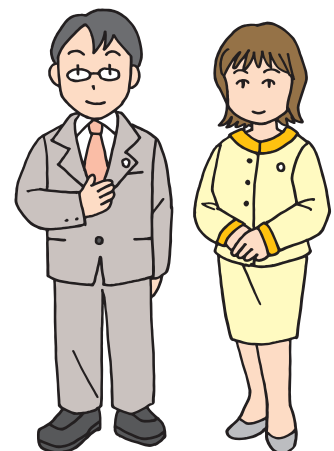
税理士の報酬は、業務内容に基づき、税理士各人が定めることになっています。報酬の内容は、大別すれば次のようになります。

税理士報酬の内容

- ①顧問報酬
- ②税務代理報酬
- ③不服申し立ての代理報酬
- ④税務書類の作成報酬
- ⑤税務相談報酬
- ⑥調査立ち会い報酬
- ⑦日当、旅費及び宿泊料

会計業務報酬

- ①会計顧問報酬
- ②記帳代行報酬
- ③決算書類作成報酬
- ④その他の書類の作成報酬
- ⑤会計相談報酬
- ⑥日当、旅費及び宿泊料



税理士は、依頼者の秘密を他に漏らすことはありません（守秘義務）。安心してご相談ください。



あなたの暮らしのそばにいる

東北税理士会

〒984-0051

仙台市若林区新寺1丁目7-41

TEL : 022-293-0503

FAX : 022-293-6731

HPアドレス <https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/>

E-mail : info@tohokuzeirishikai.or.jp